

## 1 令和 5 年度愛知県教員研修計画（案）について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）により、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなった。これを受け、教員研修計画に教育公務員特例法第 22 条の 6 第 2 項に規定する資質向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を定める。

### ○「はじめに」

グローバル化の進展や技術の進歩・加速によって、私たちは、社会、経済、環境など様々な分野において前例のない変化に直面している。そのような中で、子供たちは多種多様な課題や予測困難な時代にたくましく立ち向かい、持続可能な社会づくりの担い手として生き抜くために必要な資質・能力を身に付けていく必要がある。学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善により、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を子供たちに育成していくことが求められている。

このような教育を実現する上で、教員が絶えず資質・能力の向上に努めることは重要であり、教育の根底を支えるものであるといえる。また、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年）により、任命権者である教育委員会等による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和 5 年 4 月 1 日から施行され、新たな教師の学びの姿の実現が求められている。教員一人一人が高度専門職として学校教育の直接の担い手であるという自覚をもつとともに、常に学び続ける姿勢をもち、自律的かつ主体的な研修に努め、教員としての資質・能力をいっそう高めることが重要である。

近年、教員の大量退職、大量採用の影響により、学校現場では、教員の経験年齢の不均衡化や知識・技能等の伝承の希薄化が深刻な問題となっている。また、「チーム学校」の理念のもと、課題解決のために組織的・協働的に取り組む姿勢がますます重要になってきている。そのため、学校においては、研修の成果を同僚と共有するなどして、学校組織全体として指導力向上を図り、高め合える学校文化と職場風土の醸成の必要性が高まっている。

一方、「学校における働き方改革」の視点からも教員研修が、より効果的かつ効率的なものとなるように、愛知県教育委員会では、総合教育センターと各課や各教育事務所が連携しながら、研修内容の重複等を見直し、研修の改善を進めてきた。令和 3 年度からの教員研修計画はそれまでの 5 年間をかけて行った再構築の一応の完結と捉えている。

愛知県として、未来を担う子供を育てるために、学び続ける教員の研修を奨励し、力強く支援するために本教員研修計画を策定する。

### ○「I 研修の基本方針及び研修事業における重点について」

#### 「1 研修の基本方針」の 2 の一部を変更（P 1）

2 「新たな教師の学びの姿」の実現を踏まえ、自律的かつ主体的な学びを促すための研修

## ○「Ⅱ 研修体系と各研修の方針について」

「(3) スキルアップ研修」を一部変更 (P 8)

○「新たな教師の学びの姿」の実現を踏まえ、自ら学ぼうとする研修者のニーズに応える自由応募の研修とする。

## ○「Ⅲ 研修を奨励するための方針について」

「1 「学び続ける教員」であるための研修体系の構築」に追加 (P 8)

### 1 「学び続ける教員」であるための研修体系の構築

教員が生涯にわたって、そのキャリアや経験に応じて、自らの素養、指導力、マネジメント力を高め、教員としての資質・能力の向上に努めるために、Ⅱで示したように学び続けることができる研修体系を構築してきた。これまで初任者研修、10年経験者研修の2箇所集中していた各種研修プログラムの分散化を行い、多忙感の解消を図り、教職経験のより早い段階から中堅教諭等（ミドルリーダー）の育成を行うことができるようにした。現在必要な能力に加え、将来必要になる能力をその前から育てるという視点に立っている。また、教員個人の能力を育てることが、集団（チーム）の能力を育てることにつながり、高め合える学校文化と職場風土の醸成につながるかと考えている。

まず、「初任者研修」、「新規採用者研修」では、教員育成指標の第1ステージにあるように、教員としての基礎を固める研修を実施している。

次に、初任者研修後の課題に対応して、独り立ちした教員を丁寧にフォローして指導力等を高めていくために、「少経験者研修」として2年目教員研修、3年目教員研修を実施する。これにより、初任者研修を修了した者が学びを途絶えさせることなく、継続して学び続けることを支援する。

そして、令和3年度より小中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の5年経験者研修を廃止し、10年経験者研修を前期・後期制の中堅教諭等資質向上研修として実施している。前・後期中堅教諭等資質向上研修を併せて法定研修とする。これは、教員の年齢構成の若返りが進む中、ミドルリーダーが不足しているという課題があり、より早い段階からミドルリーダーの自覚を高め、役割を果たすための研修を行い、資質・能力を高める必要があるためである。

さらに、教員の勤務の状況や学校事情を踏まえるとともに、働き方改革の視点からも、効果的かつ効率的な研修となるように、令和4年度より中堅教諭等資質向上研修の受講時期の弾力化を開始し、将来的には、受講時期の弾力化の幅をいっそう広げられるような柔軟な研修制度の構築を目指している。また、「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、教員サポートシステムを活用して、研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導・助言等の取組を進める。

「3 教員の資質・能力の向上に関する指導助言等の方法について」を追加する（新規）

#### ・資質の向上に関する指導助言等の方法

研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励と振り返りの流れや留意事項等を示す

#### ・指導助言者や校長等の役割、働きかけの明確化

指導助言者や校長等が「相談対応」「情報提供」「指導助言」する流れを具体化する

### 3 教員の資質・能力の向上に関する指導助言等の方法について

#### (1) 対象となる教師の範囲

- 公立の小学校等の校長及び教員

「公立の小学校等」…公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園

「校長及び教員」…校長（園長を含む）、副校長（副園長を含む）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師

#### (2) 研修履歴の記録の目的

- 研修の記録は対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的とする。

#### (3) 研修履歴の記録の範囲

- ① 研修実施者（※）が実施する研修
- ② 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ③ 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ④ 資質向上のための取組のうち任命権者が必要と認める研修
  - ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
  - ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
  - ・教師が自主的に参加する研修等

※研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者)

#### (4) 研修履歴の記録の内容

- 研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、場所（オンラインの場合はその旨）、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容、研修レポートなど

#### (5) 研修履歴の記録の方法

- 教員サポートシステムまたは研修履歴記録用データ(ポートフォリオ)に、毎年度、「研修履歴の記録の内容」で示す事項について、記録を残し蓄積していく。記録の保存期間は、任命権者が定める行政文書の管理に関する規定に伴い、〇〇年間とする。ただし、システム管理で可能な場合は、現職教師の入職から現在までの研修履歴の記録を残しておくことが望ましい。

<留意事項>記録すること自体が目的化しないようにするとともに、過度な負担とならないよう、記録の簡素化に留意する。

#### (6) 研修履歴の記録の時期

- 「研修履歴の記録の方法」に応じて、各教員が対話に基づく受講奨励が行われる期末面談等の前にまとめて記録する。

#### (7) 研修履歴の記録の閲覧・提供

- 任命権者は、教師と学校管理職が行う対話に基づく受講奨励において活用するために研修履歴の記録を、該当教師及び管理職に提供する。また、任命権者、サービス監督権者、学校管理職、教

師が研修履歴を共有できるようにする。

## (8) 対話に基づく受講奨励の方法・時期

### ①学校管理職以外への教師への対話に基づく受講奨励

○ 指標や教員研修計画を踏まえつつ、研修履歴を活用して行う対話に基づく受講奨励は、法律上、指導助言者である教育委員会が行うこととされているが、直接の指揮監督に服し、所属職員の日常の服務監督を行う校長が行うことを基本とする。ただし、校長の指示のもと、県立学校にあっては、副校長や教頭、部主事が面談を行ったり、市町村立小・中・義務教育学校にあっては、教頭が面談を行ったりして、校長に報告することも可能とする。

#### 【期首面談】時期（5月頃）

※教職員評価に関する面談と同時に実施する等工夫する。

面談では、学校管理職等は①指標・教員研修計画や教師個人の職責・経験・適性に照らした人材育成、②学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保などの観点から、過去の研修履歴を活用した研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行う。教師は、①自らの専門性を高めるために主体的に学びをマネジメントしたり、②学校を支える力を獲得・強化する観点から自らの職能開発のニーズも踏まえた目標設定をしたりするようにする。

#### 【期末面談】時期（1月～2月頃）

※教職員評価に関する面談と同時に実施する等工夫する。

当該年度の繁忙状態等を考慮したうえで教師個人の職能開発の参加状況、OJTや校内研修等の実施状況を踏まえ、研修履歴を振り返りながら、今後の資質向上のために指導助言を行う。教師は、研修履歴を活用しつつ、OJTや校内研修、校外研修などによる学びの成果や自らの成長の実感、今後の課題などを振り返る。面談を通じて、成長段階に応じて指標に定められた資質能力がどれくらい身に付けられているかを確認・共有するほか、次年度以降の職能開発の目標を話し合うようにする。

その他、①教師の意欲や主体性の尊重、②学校組織としての総合的な機能の発揮、③教師個人の人材育成の観点などから、定型的な面談のほか、様々な機会をとらえて、対話に基づく受講奨励を行う。養護教諭や栄養教諭など、校内において一人又は少数しか配置されていない教師については、域内の複数校によるネットワークの構築などにより、同職種の教師間での学び合いを積極的に取り入れるなど、当該専門性に係る資質の向上を図る。またその職特有の専門性のみならず過度に偏重することなく、異職種の教師間での学び合い等も積極的に進める。

法律に基づく研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の対象には、校長等の学校管理職も含まれる。校長以外の副校長や教頭については、基本的に校長が研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行う。校長については、服務監督権者である教育委員会等が、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の主体となる。

## (9) 学校内で行う研修履歴の記録と学校管理職以外の教師による対話に基づく受講奨励

○ 法律に基づき任命権者が行う研修履歴の記録とは別に、校内研修を中心に、学校現場における組織的かつ日常的な学びの記録を蓄積し、年間を通じた校内研修の場や職員面談等の場において、その学びを振り返り、今後の学校全体としての組織的な学びの方針・内容等に反映していくことで、教師の資質向上を図る。

◇「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」に関する教育委員会の役割分担

①任命権者【研修履歴の作成・提供・閲覧等】

【主幹課】

○教職員課

【所管課】

○高等学校…高等学校教育課      ○特別支援学校…特別支援教育課

○小・中・義務教育学校…義務教育課

○養護教諭・栄養教諭…保健体育課

○幼稚園等教諭…市町村教育委員会もしくは市町村関係部局

②研修実施者である教育委員会【教員研修計画の策定・研修事業の企画・実施】

○研修所管の関係教育機関、総合教育センター

③指導助言者である教育委員会【相談・情報提供・指導助言】

○高等学校…高等学校教育課

○特別支援学校…特別支援教育課

○小・中・義務教育学校…市町村教育委員会

○養護教諭・栄養教諭…高等学校、特別支援学校は保健体育課、小・中・義務教育学校は市町村教育委員会。

○幼稚園等教諭…市町村教育委員会もしくは市町村関係部局

「3 研修講師について」を「4」とする（P9）（参考資料P12）

「4 教員サポートシステムの活用について」を「5」とする（P9）（参考資料P12）

※教員サポートシステムの活用については、国の動向を見て検討していく。

○「Ⅳ 効果的かつ効率的な研修の推進に向けて」

「3 研修の効果測定及びPDCAによる研修内容の見直し（2）管理職による評価」に追加（P12）  
（参考資料P15）

各教員が年度内に受講した研修については、校長等による面談の中で「研修開始時の事前評価」と「研修終了時の事後評価」により、研修の奨励や振り返りを行い、研修の必要性和成果の確認を行う。

2 研修履歴を活用した助言等の手引き（案）について【資料2】

文部科学省より令和4年8月に示された「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」に基づき、愛知県の公立学校において、研修履歴を活用して校長等が各学校の教員に対して、対話による資質向上に関する指導助言等を行うための考え方や方法等についてのポイントを本手引きで示す。

### 3 研修受講履歴の記録（ポートフォリオ）の記載事項について（案）【資料3】

受講履歴の記録については、愛知県として現在運用している教員サポートシステムの機能を拡張し、ポートフォリオ的に記録していく。記録の内容は、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」に基づき、必須記録研修として「①研修実施者が実施する研修」「②大学院修学休業により履修した大学院の課程等」「③任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得」を、任命権者が必要と認める研修として、「④職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等」「⑤学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修」「⑥教師が自主的に参加する研修」とする。